

令和6年5月10日

公 告

一般社団法人 日本産業精神保健学会
会員 各位

理事長 黒木 宣夫

次期代議員の選出について

日本産業精神保健学会定款第11条ならびに代議員会員および役員選出等規則に基づき、次期の代議員の選出を下記の通り行います。**(※締め切りが6月19日に延長されました)**

記

選出される代議員 : 150名以内

任期 : 4年

全立候補者から代議員選出委員会の審査を経て、理事会の承認によって選出されます。
詳細は、日本産業精神保健学会定款、代議員会員および役員選出等規則をご覧ください。

《立候補者資格》

(候補者の応募資格)

1. 引き続き3年以上、本会会員として活動し、かつ会費を納入していること
2. 学会員歴3年以上であること。
3. 本会の認定した専門職であること。(専門職取得の意志がある者を含む ※注)
4. 再任候補者の場合は、正当な届け出なくして連続3年間にわたり代議員総会を欠席したことがないこと。
5. 前項各号の資格条件を満たさない場合であっても、選出委員会が同等以上と認めたときは、資格条件を満たすものとみなす。

立候補届出期間： 令和6年5月10日(金) から ~~6月5日(水)~~ 19日(水) まで

立候補しようとする者は、理事長宛の立候補届けを上記期間(消印有効)までに、立候補の旨を書留郵便もしくはメール添付にて事務局まで届け出てください。届出用紙は学会ホームページからダウンロードしてください。

※注：専門職未取得の場合、本学会認定産業精神保健専門職制度規則第5条に準じて下記1,2,3のいずれかを満たしており、かつ専門職認定申請を予定していること。

1. 事業場にて月1回以上、産業医、精神科・心療内科等の嘱託医、心理職、看護職として産業精神保健活動に計3年以上従事していること。
2. 都道府県産業保健推進センターのメンタルヘルス相談員を計3年以上担当していること。
3. 衛生管理者、衛生推進者、人事労務担当者として、事業場にて計3年以上従事していること。

(なお、第27回(2020年)から29回大会まで大会参加にて取得できる単位数を15⇒20単位に引き上げる特別措置を行っております。)

立候補届出先：

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル(株)毎日学術フォーラム内
一般社団法人 日本産業精神保健学会 事務局

メールアドレス maf-jsomh@mynavi.jp

以上